

令和 4 年

西条市議会第 6 回 1 0 月臨時会提出議案書

西 条 市

目 次

| | | |
|----------|---|----|
| 議案第 77 号 | 令和 4 年度西条市一般会計補正予算（第 6 回） について | 別冊 |
| 議案第 78 号 | 西条市手数料条例の一部を改正する条例につい て | 1 |

議案第78号

西条市手数料条例の一部を改正する条例について

西条市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年10月26日提出

西条市長 玉井 敏久

西条市手数料条例の一部を改正する条例

西条市手数料条例（平成16年西条市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|-------|---|---|--|-------|--|----|
| 別表第1（第2条関係） | | | | 別表第1（第2条関係） | | | |
| 種類 | 単位 | 金額 | 摘要 | 種類 | 単位 | 金額 | 摘要 |
| 1～107 (略) | | | | 1～107 (略) | | | |
| 108 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 | 1件につき | 107の項種類欄(2)のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額。 | この場合において、同項種類欄(2)のア中「確認書の交付を受けている場合」とあるのは、「確認書の交付を受けている場合又は同条第4項の規定により当該住宅の | 108 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 | 1件につき | 107の項種類欄(2)のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額 | |

| | | | | | | | |
|-----|--|--|---|-----|--|---|--|
| | | 構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の交付を受けている場合」とする。 | | | | | |
| 109 | (略) | | | 109 | (略) | | |
| 110 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 | 1 | 107の(略)項種類欄(2)のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額。この場合において、同項種類欄(2)のア中「確認書の交付を受けている場合」とあるのは、「確認書の交付を受けている場合又は同 | 110 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 | 1 | 107の(略)項種類欄(2)のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額 |

| | | | | | | |
|----------------|--|---|--|----------------|--|--|
| | | 条第4項の 規定により 当該住宅の 構造及び設 備が長期使 用構造等で ある旨が記 載された同 法第5条第 1項に規定 する住宅性 能評価書の 交付を受け ている場合 』とする。 | | | | |
| 111～119 (略) | | | | 111～119 (略) | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の西条市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査及び同法第8条第1項の規定に基づく同計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料について、県内の他の特定行政庁と同様の取扱いとするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（手数料）

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

2、3 （略）